

所沢市剣道連盟規約

第1章 総則

(名称及び財団法人埼玉県剣道連盟への加入)

第1条 本会は所沢市剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称し、公益財団法人埼玉県剣道連盟（以下「埼玉県剣道連盟」という。）に加盟し、埼玉県剣道連盟加盟団体とする。

(目的)

第2条 本連盟は、剣道、居合道、杖道（以下「剣道」という。）を奨励振興し、剣道の理念の涵養に資すると共に、剣道愛好者の技量向上と相互の親睦・融和を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本連盟の事務局は、会長の定めるところに置く。

(事業)

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 剣道大会の開催
- (2) 剣道に関する調査、研究、指導
- (3) 剣道級位の審査付与
- (4) 剣道に関する講習会の開催
- (5) 指導員並びに審査員の派遣
- (6) 剣道功労者の表彰及び慶弔
- (7) その他本連盟の目的達成に必要と認められる事項

第2章 会員

(会員及び準会員)

第5条 本連盟の会員とは、所沢市内に在住・在学・在職のいずれかに該当し、第2条の目的に賛同して本連盟に加入した者をいう。ただし、会員であった者が在住、在学、在勤のいずれにも該当しなくなった場合で、継続して会員であることの申し出があったときは、当該会員を本連盟の会員とする。

2 支部から特に推薦があった者は、前項の規定にかかわらず本連盟の会員とすることができる。

3 中学校生徒及び高等学校生徒（同年齢の各種学校就学者を含む。）は準会員とする。準会員は、本連盟が主催する各種事業に参加する権利を有するが、総会に出席し、決議する権利は有しない。

(埼玉県剣道連盟会員の兼任)

第6条 本連盟の会員は、埼玉県剣道連盟の会員を兼ねるものとする。ただし他の都道府県剣道連盟等の会員である者は、本連盟の会員のみの身分を有し、埼玉県剣道連盟の会員を兼ねることができない。

(支部)

第7条 本連盟に、理事会の承認により支部を設置する。会員は、いずれかの支部に所属しなければならない。

(入会)

第8条 本連盟に入会しようとする者は、所属する支部を通して所定の手続きにより入会申込みをするものとする。

(入会金、会費)

第9条 会員は、支部を通して入会金及び年度会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員が本連盟を退会するときは、所定の手続きによるものとする。ただし、年度会費を2年以上納入しない者は、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第11条 本連盟の名誉、信用を著しく毀損した者は、総会の決議により除名することができる。

(会員の権利義務)

第12条 会員は、総会における議決権のほか、本連盟が主催する各種事業に参加する権利を有し、義務を負う。

第3章 役員

(役員)

第13条 本連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名以内 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 理事 | 27名以内 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第14条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において選出し、副会長は総会に諮って会長が委嘱する。
- (2) 会長は、埼玉県剣道連盟加盟団体長を兼ねる。
- (3) 理事は、各支部から推薦された会員1名及び会長が必要と認める各支部からの推薦者以外の会員を、会長が委嘱する。
- (4) 理事長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (5) 事務局長及び会計は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- (6) 監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、後任者が決定するまではその任務を執行するものとする。

2 役員に欠員を生じたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第16条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、本連盟の運営を統理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事を代表し、会長の指示を受けて本連盟の運営に当たる。
- (4) 事務局長は、事務を統括する。
- (5) 会計は、経理事務を処理する。
- (6) 理事は、本連盟の運営に当たると共に、支部推薦の理事は、毎年5月末日までに支部員名簿を作成し、本連盟に提出しなければならない。
- (7) 監事は、経理事務を監査する。

(役員報酬等)

第17条 役員は、会長、事務局長及び会計を除き無報酬とする。ただし、役員が本連盟に関する業務で要した費用については、費用弁償する。

2 報酬及び費用弁償の額については、別に定める。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第18条 会長は、理事会の推薦により、名誉会長、相談役及び顧問を委嘱することができる。委嘱期間は、役員の任期に準じる。

第4章 会議

(会議)

第19条 会議は、総会、理事会及び役員会とし、議長は会長がこれにあたる。

(総会)

第20条 総会は、本連盟の最高議決機関であって定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。

2 定期総会は、毎年5月末日までに開催し、臨時総会は随時必要に応じて開催する。

3 前項の他、理事会が必要と認めたとき、又は理事及び監事の2分の1以上の者の請求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の議決事項で緊急を要する場合は、理事会の議決をもってこれに代えることができる。ただし、この場合は60日以内に臨時総会を開いて承認を得なければならない。

(理事会及び役員会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、会計及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 役員会は、会長、副会長、理事長、事務局長及び会計をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

3 会長が必要と認める場合は、前項の規定に係わらず、顧問、相談役を加えることができる。

(会議の成立及び議決)

第22条 総会は、会員の3分の1以上（委任状を含む。）の出席をもって成立し、役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(議決事項)

第23条 総会、理事会及び役員会の議決、審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会

- ① 規約の制定、改正及び廃止
- ② 予算、決算

③ その他重要事項

(2) 理事会

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 規約に基づく諸規程の制定、改正及び廃止
- ③ 事業計画についての審議事項
- ④ その他本連盟の運営上必要と認められる事項

(3) 役員会

- ① 総会及び理事会に提出する事項の検討
- ② 規約に基づく諸規程の制定、改正及び廃止の検討
- ③ 事業計画についての審議事項の検討
- ④ その他本連盟の運営上必要と認められる事項の検討

(議事録)

第24条 総会及び理事会の議事については、議長は議事録を作成し、出席理事のうちから議長が指名した者2名が署名捺印するものとする。

第5章 会計

(収入)

第25条 本連盟の収入は、次のとおりとし、金額については別に定める。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 審査料
- (4) その他の収入金

(支出)

第26条 本連盟の経費は、前条の収入金をもって充てる。

(予算)

第27条 会長は、毎年度予算を作成し、総会の議決を経なければならない。

(決算)

第28条 会長は、毎年度の決算書を翌年度の4月末日までに作成のうえ、監事の監査を受け、その意見を付けて総会の承認を受けなければならない。

(監査)

第28条 監事は、年1回以上会計帳簿及び経理状況を監査しなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長及び総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第29条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産管理)

第30条 本連盟の財産管理に関しては、総会の議決を経て別に定める。

第6章 解散

(解散)

第31条 本連盟を解散するには、総会において、会員の4分の3以上の出席及び同4分の3以

上の解散決議を得なければならない。

付 則

- 1 本会則施行に関わる規約は理事会の議決で定める。
- 2 本会則は、昭和 55 年 4 月 20 日から施行する。
- 3 昭和 48 年 4 月 1 日施行の会則は、廃止する。
- 4 昭和 56 年 4 月 29 日一部改正
- 5 昭和 60 年 4 月 14 日一部改正
- 6 昭和 63 年 4 月 16 日一部改正
- 7 平成 5 年 5 月 5 日一部改正
- 8 平成 11 年 4 月 26 日一部改正
- 9 平成 19 年 4 月 7 日一部改正
- 10 平成 24 年 5 月 27 日一部改正